

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	国民健康保険税減免の取消し		
根拠法令及び条項	那覇市国民健康保険税条例施行規則第5条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠: 第7条第2項第 号に該当) 【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない。 那覇市国民健康保険税条例施行規則 (減免の取消し) 第5条 偽りの申請その他不正の行為によって減免の措置を受けたと認められる場合は、減免を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を徴収する。 2 資力の回復その他の事情の変化により減免することが不適当と認められる場合は、減免に係る保険税のうち当該事情の生じた後に到来する納期分から減免を取り消す。		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健 康 部 国 民 健 康 保 険 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。